

## 令和2年度 焼津市ふるさと納税 プロモーション委託業務 仕様書

### 1. 業務名

令和2年度焼津市ふるさと納税 プロモーション委託業務

### 2. 業務の目的

ふるさと納税の主旨を考慮し、寄附金使い道の報告と併せて地場産品・シティーセールス等のイベントを行うことで、首都圏域に在住、若しくは勤務する30代から50代を中心としたターゲットに、焼津市へ興味を持っていただき寄附や観光等を促進するとともに、「焼津愛」の育成へと繋げる。

### 3. 業務の内容

#### (1) 首都圏における「ふるさと納税」関連イベントの企画及び運営

- ・「食」を中心に焼津市の魅力を深く訴求できる2時間程度のイベントを計4回開催する。  
なお、飲食の提供を伴う場合の費用も含むものとする。
- ・イベント会場は東京都内(新宿区・千代田区・港区・中央区・渋谷区のいずれか)とする。  
なお、来場者の交通アクセス等を考慮すること。
- ・開催時期は以下の1もしくは2のいずれかで調整するものとする。
  - 1.令和3年2月27日(土)～28日(日)
  - 2.令和3年3月13日(土)～14日(日)
- ・来場者数は計120人以上とする。
- ・イベントは来場申込者の中から選出された方を対象としたクローズ開催とする。
- ・来場者のうち30名以上は、SNSやブログでの情報発信力が高いインフルエンサーで構成する。起用インフルエンサーのInstagram等平均フォロワー数は3,000人以上とする。
- ・焼津市のブランドイメージを向上させコアなファンを獲得するため、上質感及び話題性の高い企画の提案及び実施運営をすること。
- ・以下の条件を満たす著名人を1名(1組)キャスティングし、1回以上のイベントに出演させる。
  - 条件① 芸能活動を正業とするもので、ターゲット層に相応の知名度を有すること
  - 条件② 焼津市もしくは食に関する造詣が深く、来場者の興味をひくトークを展開できること

#### (2) イベント用 web サイトの構築・運営

- ・イベント開催前は、イベント内容を事前周知するとともに来場申込受付ができるwebサイトとし、令和2年11月中には開設する。
- ・イベント終了後は、イベント内容のレポートを掲載する。

#### (3) イベント運営事務局の運営

- ・イベントの来場申込開始日からイベント終了日まで、運営事務局を開設し、来場希望者等からの問い合わせ対応および当選者への当選通知などをおこなう。
- ・対応時間 9:00 17:00（土日祝、年末年始のぞく）
- ・対応用に電話、郵便、FAX、E-mailを使用できる環境を整備すること。
- ・事前準備から当日の運営までスタッフの体制及び業務内容を明確にすること。

#### (4) オープニング用映像の制作

- ・イベントのオープニング時に放映する、5分程度の映像を制作する。
- ・「食」分野を中心に、焼津市の魅力を訴求できる内容とすること。
- ・焼津市でロケをおこない、生産者や事業者を1名以上登場させること。

#### (5) パンフレットの制作

- ・イベント来場者配布用のパンフレットを制作する。

サイズ…A4

ページ数…8ページ

印刷…両面4色

部数…1,000部

- ・来場者の興味関心を喚起できる形で、ふるさと納税の使い道及び焼津市の特産品や観光などの魅力を紹介すること。

#### (6) 告知

- ・各媒体社へプレスリリースを配信し、イベント取材への誘致をおこなう。
- ・案内広告・集客について、事前に焼津市の意向を十分に確認して承諾を得たうえで、広告制作および各種媒体への掲載をおこなう。

### 4. 企画および著作権

- (1) 本業務において制作された広告物並びに納入された成果物に含まれる写真データ等の著作権については、基本的には期間に関わらず委託者に帰属するものとする。  
ただし、タレントやブランドの規定がある場合、相互協議の上、決定するものとする。
- (2) 本業務において制作された広告物は、記録又は事業実績の紹介等の目的の場合に限り、使用することができるが、都度、焼津市役所へ承諾を得ることとする。
- (3) 本提案に係る費用は自ら負担するものとする。

### 5. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た委託者その他一切の情報について、その秘密を保持しなければならない。
- (2) 業務の遂行上必要な資料で市が所有するものは原則貸与し業務完了までに返却する。
- (3) その他、本業務の実施において定めのない事項について、疑義が生じた場合は、相互協議の上、決定するものとする。